

## オープンカウンター説明書

このオープンカウンター説明書は、富山県警察が国費で発注する物品の調達、役務の提供その他の契約に関して、オープンカウンターに参加する者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項が示されています。

### 1 オープンカウンターとは

オープンカウンターとは、物品調達等に係る見積合わせにおいて、見積の相手方を特定せずに案件を公開し、一定の資格を有する見積希望参加者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式のことを言います。

### 2 案件公表方法

富山県警察ホームページにて原則10日以上、随時掲載します。

### 3 オープンカウンターに参加する者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁及び富山県から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 「暴力団排除に関する誓約事項」について誓約できるものであること。

(6) 上記の他、案件ごとに参加資格を設定している場合には、当該参加資格を有しているものであること。

### 4 見積書の提出について

(1) 見積書は、事務省略化の観点から押印省略の形を基本としますが、従来通りの見積書での提出も可能とします。

(2) オープンカウンター参加者は、本説明書及び「オープンカウンターによる見積依頼について」を熟読し、見積書を提出願います。また、当該調達の仕様等について疑義があるときは、下記の「8 問い合わせ先」まで確認願います。

なお、見積書提出後にこれらの不明を理由とした異議を申し立てることはできません。

(3) 見積書の提出は、電子メール、郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法による提出については認めません。また、見積書の作成及びその送付に要する費用については、オープンカウンターに参加する者が負担することとします。

なお、提出にあたっては次の点に注意してください。

ア 電子メールにより提出する場合は、電子メールの件名欄等に「オープンカウンター見積書」と記載し、PDF形式にて見積書のデータを送付してください。

イ 郵便等により提出する場合は、封筒の表面に「オープンカウンター見積書在中」と記載して封緘してください。

ウ 持参する場合は、封筒の表面に「オープンカウンター見積書在中」と記載して封緘してください。

(4) 見積書の様式は、各社の任意様式で結構ですが、以下の事項が記載されていないものは無効とします。

ア 見積書作成年月日

イ 宛先（支出負担行為担当官 富山県警察会計担当官）

ウ 参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）、発行責任者の役職（所属）、氏名並びに連絡先及び担当者の役職（所属）、氏名並びに連絡先

なお、発行責任者及び担当者についての記載をしない場合は、参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の職氏名）及び押印のうえ、持参又は郵便等で提出ください。

エ 案件名（案件番号）

オ 見積金額（消費税等込）

(5) 見積書は基本、案件公開日から起算して10日目（閉庁日を除く）の午後3時を提出期限としますが、別途提出期限を定める場合もありますので、案件毎に提出期限を確認してください。

(6) 見積額は、各案件について特段の指示がない場合、当該案件の履行に要する一切の経費を含んだ総価（消費税等込）を記載してください。

(7) 「同等品可」等とされた案件において、同等品等で見積をする場合は、見積提出期限の4日前（閉庁日を除く）までに、同等品等に係るカタログ又は仕様書を提出し、承認を得るものとします。

## 5 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

(1) 必要資格を満たさない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出したもの

(2) 金額を訂正したもの

(3) 誤字、脱字、脱漏、塗抹等により意思表示が不明瞭なもの及びその疑いがあるもの

(4) 錯誤により提出されたと認められるもの

(5) 不当な価格操作、談合等の背信又は連合、協定と認められる場合及びその疑いのある場合

(6) 同一の案件について、同じ者から2通以上提出されたもの

- (7) 提出期限までに到達しなかったもの
- (8) 見積書等の作成に当たり、「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で記載されたもの

## 6 契約の相手方及び契約金額について

- (1) 期日までに有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内であり、かつ最低価格（消費税等込）を提示した見積書を提出した者を契約の相手方とし、提示額を契約金額とします。
- (2) 上記において同価の見積りを行った者が2者以上ある場合には、予算決算及び会計令第83条の規定の例にならい「くじ引き」を実施し、契約相手方を決定します。  
なお、くじは見積書の提出期限日から2日以内（閉庁日を除く）に行うものとし、当該参加者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合、契約事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ契約相手方を決定します。
- (3) 見積書提出後、契約の相手方として通知を受けたときは、速やかに契約を締結し、その履行を開始することとします。また、契約書の取り交わしや請書の提出については、通知の際に別途指示します。
- (4) 参加者不在の場合又は予定価格に達した見積書がない場合には、再度のオープンカウンターの実施又は富山県警察本部が別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うこととします。

## 7 見積合わせ結果の連絡

見積合わせ結果は、契約相手方に決定した事業者にのみ連絡します。

なお、契約金額のみ見積提出期日の翌日から起算して、10日以内（閉庁日を除く）に富山県警察ホームページで公表します。

## 8 問い合わせ先

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県警察本部 警務部会計課調度係  
代表電話 : 076-441-2211 (内線2254・2253・2252)  
電子メール : keisatsukaikei@pref.toyama.lg.jp

## 9 その他

- (1) 支出負担行為担当官の都合により、見積合わせを取りやめることがあります。
- (2) 契約の相手方を決定するために、参加者に対して追加資料の提出を求める場合は、これに従ってください。
- (3) 契約手続に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 公表した事項を除き、オープンカウンターの結果に関する照会には応じないものとしします。